税の申告は正しくお早めに

市民税・県民税の申告に関する問／課税課　☎463-2852～3
所得税の確定申告に関する問／朝霞税務署　☎467-2211

●郵送での申告書の提出にご協力ください

市民税・県民税申告書記入の際は、右のコードから「申告書記入例」をご確認ください。
ご不明な点がありましたら、お手元に申告書類をご用意のうえ、お問い合わせください。
※昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には２月３日㈪に発送します。
※市民税・県民税の申告書が必要な方は、個別に郵送しますのでご連絡ください。

≪申告書記入例≫

●令和７年度（令和６年分）の申告受付

日時／**２月17日㈪～３月17日㈪　午前９時～午後４時**
※土・日曜日、祝日を除く。ただし、３月２日㈰は受け付けを行います。

会場／市役所５階　大会議室
●**事業・不動産・譲渡所得、所得税の住宅借入金等特別控除**の申告は、**税務署で行ってください。**

●申告が必要な方（詳しくは、右のコードからご確認ください）

収入のない方や非課税所得（遺族・障害年金、失業給付金など）のみの方のうち
同一世帯のどなたかの扶養（健康保険の扶養とは異なります）になっていない方　など

給与所得者の方のうち
給与所得以外の所得がある方や勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方　など

公的年金を受給している方のうち
公的年金以外の所得が20万円を超える方　など

営業・不動産・農業・雑所得（公的年金以外）・一時所得などがあった方

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、申告が必要な方は**ワンストップ特例の適用がなくなります。寄附金控除として併せて申告をしてください。**

≪申告が必要な方≫

●申告に必要なもの

①前年の収入がわかるもの
給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票、帳簿類など収入金額や必要経費等が証明できるもの

②各種控除（※）を受ける方は、控除額を証明する書類
※社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除　など

③マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載された住民票等と本人確認資料（運転免許証など）

④利用者識別番号（税務署等からのはがきまたは通知）
番号をお持ちでない場合は、申告受付時に作成します。

●「医療費控除の明細書」の事前作成をお願いします

事前にご自宅等で医療費控除の明細書を作成してください。**医療費控除を適用するには明細書等が必要です。**明細書が必要な方は、右のコードからダウンロードしてください。
なお、申告会場で作成される場合、受け付けまでに時間がかかる可能性があります。

≪医療費控除の明細書や扶養について≫

●マイナンバーカードで簡単スマホ申告！もっとつながる！もっと便利に！

マイナポータルと e-Tax を連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力され、書類の提出保存も不要となり便利です。給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。
なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

≪確定申告はこちら≫　≪マイナポータル連携はこちら≫

※市外局番のない電話番号は『048』をつけておかけください。